6　案内板等

《基本的考え方》
・高齢者、障害者等をはじめ、誰もが必要な情報を得られるよう、公園での分かりやすい案内表示を進める。
・案内・誘導表示については、設置場所・高さ・文字の大きさ・形状、分かりやすさなど十分に配慮する。
・車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者等が緊急時の避難から取り残されないように文字、音声等による緊急情報伝達装置などを適切に設ける。

案内板の構造	（１）案内板又は表示板を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。 ア　位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。 イ　文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。 ウ　必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。	へ　案内板等 (1)
バリアフリー設備を表示した案内板	（２）〔１　出入口〕に定める基準に適合する出入口及び園内の必要な箇所に、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。	へ　案内板等 (2)
聴覚障害者への配慮	（３）案内、呼出し等の窓口を設ける場合においては、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。	へ　案内板等 (3)

《標準的な整備（整備基準の解説）》
○【下端高さ】突出型の案内板等を設ける場合は、下端 2.5m 以上を標準とする。
○【設置位置】案内板は、車椅子使用者や子どもにも分かりやすい位置に設ける。
○【文字等の大きさ】案内板等の表示は、大きめの文字や図記号を用いるなど、分かりやすいものとし、明度差及び照明に配慮する。

《望ましい整備》
◇【水平部分】車椅子使用者が利用後に容易に方向転換できるよう、1.5×1.5mの水平面を歩行者の動線から話して設ける。
◇【誘導用ブロック】点字で案内している案内板の前に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。また、音声誘導装置等を設ける。
◇【文字表示】利用者のために、施設の案内、呼び出し、注意喚起、緊急避難その他の施設の利用に係る情報を音声によって放送等する場合は、併せて文字表示による情報提供を行う。必要に応じて多言語表記とする。
◇【手話通訳、筆談等】利用者のための案内所、受付等に案内等を行う者を常時配置する場合には、手話通訳ができる者を配置し、又は筆談等が可能な機器を設ける。

《出入口等の案内板》

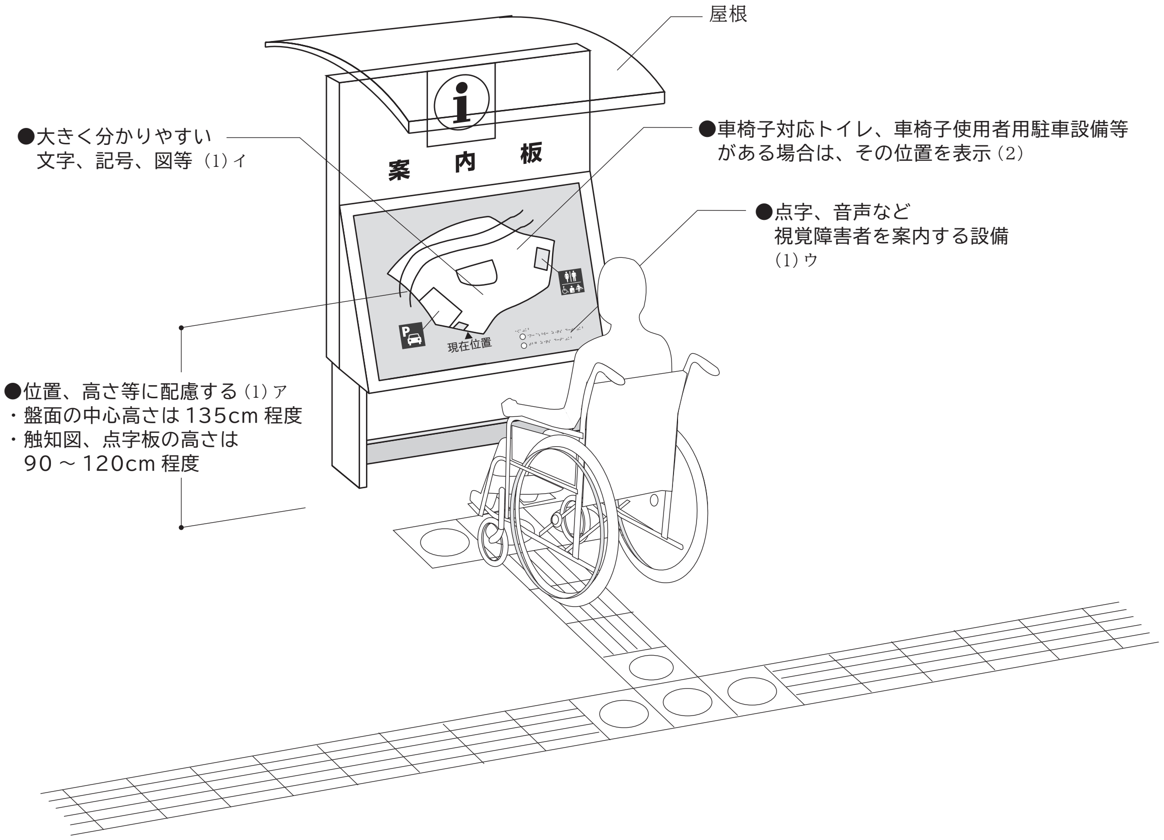

《入り口方向を示す案内》

《インターホン付き案内板》

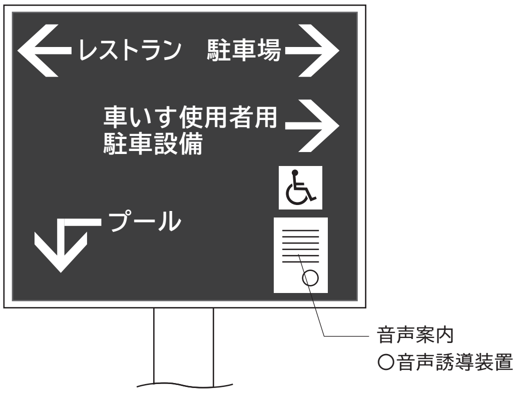

《吊り下げ型案内板の下端高さ》

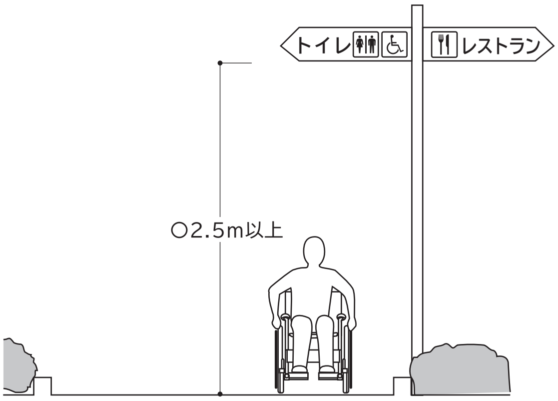

コラム

・音声によって利用者への案内放送等をする場合は、併せて文字など視覚表示による情報提供を行う。